

東京青森県高校同窓会連合会 運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、東京青森県高校同窓会連合会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第17条の規定に基づき、本会運営の細部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(総会召集手続き)

第2条 会則第10条に定める総会を招集するには、少なくとも会議を開く2週間前までに、会議の開催日時、場所及び目的等を示して役員に通知を発しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合には、会長が役員会の承認を得て、7日間を下回らない範囲において、前項の期間を短縮することができる。

(総会成立要件)

第3条 総会は、会則第10条第2項に定める議決権を有する者の過半数の者（委任状を含む。）が出席しなければ、成立しないものとする。

(総会審議事項)

第4条 定期総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 前年度決算報告
- (3) 前年度監査報告
- (4) 新年度事業計画案
- (5) 新年度予算案
- (6) 役員改選案（ただし、役員任期満了年度に限る。）
- (7) その他、役員会が必要と認める事項

2 前項各号については、事前に役員会の承認を得なければならない。

(各高同窓会総会参加)

第5条 各校同窓会の定期総会に、本会を代表して出席する場合の祝い金は1万円とし、うち半額は、出席者本人が負担するものとする。

(表 彰)

第6条 本会の運営に関し、特に顕著な功績のあった者に対し、役員会の承認を得て、これを表彰ことができる。

(慶 弔)

第7条 会長及び顧問が死去の場合は弔電及び香典1万円を呈する。

2 前項のほか、各校同窓会又は個人会員より弔電の要請があった場合は、弔電を送付する。

附 則

この細則は、平成 29年 3 月 5 日から施行する。